○○自主防災会防災計画

令和　　年　　月　　日策定

１　目　的

　　この計画は、○○自主防災会規約第１２条に基づき定めるもので、災害等による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及・啓発に関すること。

（３）地域の災害危険の把握に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）情報の収集伝達に関すること。

（６）出火防止及び初期消火に関すること。

（７）救出・救護に関すること。

（８）避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること。

（９）給食・給水に関すること。

（10）避難行動要支援者対策に関すること。

（11）他組織との連携に関すること。

（12）防災資機材等の整備及び管理に関すること。

３　自主防災会の組織編成及び任務分担

（１）組織の編成

　　　本会の組織編成は、次のとおりとする。

会　長

総務情報班

避難誘導班

物資調達班

災害対策本部

災害情報の伝達

被害情報の把握

副会長

防災リーダー

防災士、災害対策ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ等

住民の安否確認

被害状況確認

出火防止・初期消火活動

物資の調達

炊き出し

組織編成

会計

（２）災害発生時の活動概要

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 災害発生時の活動 |
| 総務情報班 | 会長、副会長及び班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。  　① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定  　② 災害情報の収集、住民への伝達  　③ 住民の安否情報等の集約  　④ 各班の活動状況の把握と記録  　⑤ 村当局などの防災機関への連絡 |
| 避難誘導班 | 住民の安否確認・被害状況の確認を行う  ① 住民の安否確認、避難誘導・伝達  　② 被害状況の確認  大災害で多数発生する負傷者や病人に対し、自分達でできる応急手当や救助を行う。  　① 要支援者の避難支援  ② 倒壊家屋の下敷きになった人の救出  　③ 負傷者の応急手当の実施及び搬送  迅速に初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。  ① 地震時の初期消火  ② 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底 |
| 物資調達班 | 救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。  　① 自主防等災害対応従事者への炊き出し  ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給 |

４　防災知識の普及・啓発

　　地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

（１）普及・啓発事項

　　①　防災組織及び防災計画に関すること。

　　②　風水害、地震、津波、火災等についての知識に関すること。

　　③　風水害、津波時等の早期避難に関すること。

　　④　各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

　　⑤　各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。

　　⑥　各家庭における食料等の備蓄に関すること。

　　⑦　その他防災に関すること。

５　地域の災害危険の把握

　　災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

　　また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

（１）把握事項

　　①　危険地域、区域等

　　②　地域の防災施設、設備

　　③　過去の災害履歴、災害に関する伝承

（２）把握の方法

①　長生村地域防災計画

②　座談会、講演会、研修会等の開催

　　③　会員による区内の踏査

　④　地区の長老からの聞取り

　　⑤　災害記録の編纂

６　防災訓練

　　大地震等の災害に備えて、情報の収集･伝達、消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

（１）訓練の種別

　　　訓練は、個別訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

　　①　個別訓練

　　　ア　情報収集・伝達訓練

　　　イ　消火訓練

　　　ウ　救出・救護訓練

　　　エ　避難・誘導訓練

　　　オ　給食・給水訓練

　　②　体験イベント型訓練

　　　　防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

　　③　図上訓練

　　　　実際の災害活動に備えるために行うものとする。

（２）訓練実施計画

　　　訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（３）訓練の時期及び回数

　　　訓練にあっては年１回以上、随時実施する。

　　　村の避難訓練に併せて実施する。

７　情報の収集・伝達

　　被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

（１）情報の収集・伝達

　　　総務情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

（２）情報の収集・伝達の方法

　　　情報の収集・伝達は、防災アプリ、メール、ＳＮＳ、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

８　出火防止及び初期消火

（１）出火防止

　　　大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月１１日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

　　　　①　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

　　　　②　可燃性危険物品等の保管状況

　　　　③　消火器等消火資機材の整備状況

　　　　④　住宅用火災警報器の設置状況

　　　　⑤　その他建物等の危険箇所の状況

（２）初期消火対策

　　　地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材について配備促進に努める。

　　　　・消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

９　救出・救護

（１）救出・救護活動

　　　建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は活動に協力する。

（２）医療機関への連絡

　　　避難誘導班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

（３）防災関係機関の出動要請

　　　避難誘導班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

１０　避難誘導及び避難所の組織的運営

　　　災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

（１）避難行動要支援者への支援

　　　会長は、村長が高齢者等避難を発令したとき、又は会長が必要であると認めたとき、避難誘導班に対し避難行動要支援者の避難支援を指示する。避難誘導班は、要支援者の介助として、あらかじめ複数の者を定めておく。

　　　緊急の場合は、会長の指示がなくても避難支援を行う。

（２）避難誘導の指示

　　　会長は、村長が避難指示を発令したとき、又は会長が必要であると認めたとき、避難誘導班に対し住民の避難誘導の指示を行う。

（３）避難誘導

　　　避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難所に誘導する。

（４）避難所の管理・運営

　　　災害時における避難所の管理・運営については、村当局の要請により協力するものとする。

１１　給食・給水

（１）災害対策本部において

　　　物資調達班は、当区の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

（２）避難所において

　　　物資調達班は、避難者に対して炊き出しを行うとともに、村等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

１２　対策

（１）避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援

　　　避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要支援者について、予め個別避難計画の作成を支援する。

（２）平常時における見守り体制の促進

　　　村の作成した避難行動要支援者名簿を活用し、平常時から、要配慮者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

１３　他組織との連携

　　　防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

１４　防災資機材等の備蓄及び管理

　　　防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

（１）配備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 品　　　名 |
| 情報収集･伝達用 | ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、  携帯電話機用充電器、腕章等 |
| 初期消火用 | 消火器、水バケツ、砂袋、  防火衣・ヘルメット、とび口等 |
| 水防用 | 降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、  かけや、くい、土のう袋等 |
| 救出用 | 救命ボート、救命胴衣、バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク等 |
| 救護用 | 担架、救急セット、テント、毛布、シート  リヤカー |
| 避難用 | 強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、  投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等 |
| 給食・給水用 | コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等 |

（２）定期点検

　　　　５月下旬：村内全域ゴミゼロ運動実施日

　　　１０月中旬：村内全域避難訓練日

上記を全資機材の点検日とする。